

議案第 4 号

大口町町長等の損害賠償の上限を定める条例の制定について

大口町町長等の損害賠償の上限を定める条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 3 月 2 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、住民訴訟の結果、町が町長等職員個人に損害賠償請求をする場合に、その原因となった職務の遂行に当たり善意でかつ重大な過失がないときに、一定額を超える金額を免除できるようにするため、この条例を制定するため必要があるからである。

大口町町長等の損害賠償の上限を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2の規定に基づき、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。）の町に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることについて必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 町は、町長等の町に対する損害を賠償する責任を、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、町長等が賠償の責任を負う額から、町長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。

(1) 町長 6

(2) 副町長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4

(3) 農業委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員 2

(4) 前2号に掲げる職員以外の職員 1

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

制 定 要 旨

1 制定の背景

(1) 住民等が町を訴訟する場合

大きく2つに分類できます。

- ① 職員が職務を行った又は行わなかったことにより、直接被害を被ったとして個人（法人含む）が賠償を求め、住民等が訴訟する場合
 - ・国家賠償法の適用を受け、敗訴したときには、町が被害者に対して賠償額を支払うことになります。
 - ・職務を行った職員に故意又は重大な過失があったときは、町は当該職員に、支払った賠償額相当額を請求することとなります。
- ② 主に違法又は不正に公金を支出したことにより町に損害を与えたとして、住民等が訴訟する場合
 - ・住民監査請求をしても是正されない、又は不服がある場合に提起される住民訴訟のことです。
 - 町が行った処分の差止め、取消しの他、違法に公金を支出した・財産の管理を怠った・市場価格より安価に公有財産を処分した・市場価格より高額に財産を取得した等が主な理由となります。
 - ・敗訴したときは、職務を行った職員に故意又は重大な過失がなくても、町は当該職員に、賠償を請求することとなります。

(2) 住民訴訟の状況

違法又は不正な公金の支出があったとして住民訴訟が提起され、敗訴したときには、町長、職員等（以下「町長等」という。）に対し、町に損害を与えたとして、故意又は重大な過失がなくても賠償請求されます。

この賠償額が、現実的に負担できない程の高額になる場合があります。

住民訴訟により首長、職員に対して高額の損害賠償が命じられた事例				
	事案	賠償義務者	賠償額	備考
1	福祉系サービスを行う外郭団体に職員を派遣し、その給与を補助金として支給したことが派遣法に違反したとして住民訴訟された件（神戸市）	市長	55 億 3966 万円	議決で損害賠償請求権を放棄

2	浄水場建設予定地として購入した土地の代金が不当に高額として住民訴訟された件（（さくら市）旧氏家町）	町長	1 億 2192 万円	議決で損害賠償請求権を放棄
3	河川改修事業の委託料が過大に支払われたとして住民訴訟された件（横浜市）	職員	1 億 4049 万円	判決後訴え取り下げ

忠実に懸命に職務を行っていたものの、悪意なく、又は錯誤若しくは法解釈の誤りにより、その職務が違法なものと判断され、町に損害を与えたとして、町長等個人に多額の賠償金が請求されることについては、間違い等の程度と賠償内容との不均衡さが問題となっております。また、このことが町長や職員への萎縮効果を生じているとの指摘があります。

これらの問題への個別の対応として、町から町長等への損害賠償権を放棄する議決をする市町もありました。

しかしながら、その対応についても、同様の裁判結果にもかかわらず、賠償権放棄の議決をする市町とそうでない市町とで、個人が負う賠償の軽重が変わってしまうことが、公平性の観点から問題視されています。

2 制定の目的

制定の背景で示した、様々な問題を解決するため、住民訴訟において町長等が賠償責任を負うことになった場合、善意でかつ重大な過失がないときに限り、国の基準に従い条例で定める場合、一定額以上の賠償額を免除できるよう、平成29年に地方自治法が改正されました。この改正の施行が令和2年4月1日であることから、今回、本町においても、その意図を踏まえ条例制定することとしました。

3 免除される要件

町長等が、損害賠償の原因となる職務を行ったと判断された場合に、善意でかつ重大な過失がないときに限り、職責に応じた一定額以上の賠償額が免除されます。

従いまして、現金を失くす、町備品を壊す等、住民訴訟に抛らず職員の賠償責任が問われる事案においては、町長が賠償を命ずる^{*}こととなりますので、要件か

ら外れることになります。

※ この賠償命令は、町長から監査委員へ事実の有無に係る監査と賠償責任の有無及び賠償額の決定を求め、その決定に基づき命ずるものになります。

4 賠償責任額の上限額

損害賠償の原因となる事案が生じた日が属する年度中に、給与条例等の規定に基づき支払いがされた給料等の1年間の支給金額に、職責に応じた年数を乗じて得られた額が上限額となります。

職名	年数
町長	6年
副町長、教育長、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員	4年
農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員	2年
町職員	1年

5 この条例の議決について

議会がこの条例の制定（又は改廃）に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聞く必要があります。

（令和2年4月1日施行の地方自治法第243条の2第3項）

6 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

[参考 令和2年4月1日施行 地方自治法第243条の2、第243条の2の2(抄)]

(普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責)

第243条の2 普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員(次条第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この項において「普通地方公共団体の長等」という。)の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。

2 普通地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

(職員の賠償責任) ※現在第243条の2

第243条の2の2 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失(現金については、故意又は過失)により、その保管に係る現金、有価証券、物品(基金に属する動産を含む。)若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、同様とする。

(1) 支出負担行為

(2) 第232条の4第1項の命令又は同条第2項の確認

(3) 支出又は支払

(4) 第234条の2第1項の監督又は検査

2 前項の場合において、その損害が2人以上の職員の行為により生じたものであるときは、当該職員は、それぞれの職分に応じ、かつ、当該行為が当該損害の発生の原因となった程度に応じて賠償の責めに任ずるものとする。

3 普通地方公共団体の長は、第1項の職員が同項に規定する行為により当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。

4～14 略